

あなたの町に核のごみ やってくる!?



はじめに

高レベル放射性廃棄物の処分場をどこに造るかは決まっています。立地主体である原子力発電環境整備機構（以下「原環機構」又は「NUMO」）が、二〇〇二年から全国の市町村を対象に候補地の公募を行っています。○六年末までに応募した市町村はありません。

○六年に策定された「原子力立国計画」では「最終処分計画に定めたスケジュールを維持するためには、今後一、二年間が正念場との意識を持ち、国、NUMO及び電気事業者等、関係者が一体となって最大限の努力を行うべきである。」と書かれるなど、圧力が強まっています。調査に伴って交付されるお金を目当てに応募を検討する市町村も出てきました。

危険な高レベル廃棄物の埋め捨てを許さないために、わたしたちもこれまで以上に警戒しなければなりません。



高レベル放射性廃棄物とは

原発の使用済み燃料から再処理工場でプルトニウムとウランを取り出した後に残る死の灰の廃液。この廃液をガラスと一緒に固め、キャニスターと呼ばれるステンレス製の容器に詰めたものが高レベル放射性廃棄物です。ガラスで固めるためガラス固化体とも呼ばれます。ガラス固化体一本には広島原爆約三十発分の死

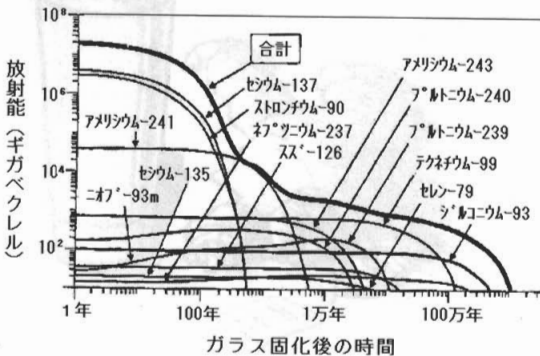


の灰が詰まっています。被曝すればわずか数秒で致死量に相当する強烈な

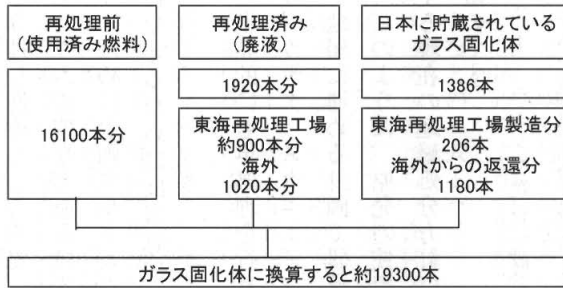
放射線を発するため、ガラス固化体の取り扱いには全て遠隔操作で行えません。

また、放射能による高い熱も持っています。処分までの三十〜五十年間、青森県六ヶ所村で一時貯蔵して冷却する計画ですが、五十年では十分に冷却できないおそれもあります。なにしろガラス固化体には果てしなく長い寿命の放射能が入っています。そのため、アメリカ環境保護庁は、放射能規制を百万年間行うとしていますが、埋め捨てにできるような代物ではないのです。

ガラス固化体1本あたりの放射能の変化



ガラス固化体での処分は可能か



(2005年12月末現在)

百万kw級の原発を一年間動かすとガラス固化体約三
十本相当の使用済み燃料が発生します。大変な毒物で

ある高レベル放射性
廃棄物を、これまで
の原発の利用でどれ
だけ作り出してしま
ったのでしょうか。
上図のようにすでに
ガラス固化体にして
二万本近くに達して
います。しかしガラ
ス固化体になったも
のはそのうちのわず
かにすぎず、使用済
み核燃料の段階のも

のがほとんどです。

ガラス固化体は再処理をしないと作れませんが、再
処理の目的はガラス固化体を作ることではなく、プル
トニウムを取り出すことにあります。我が国はわずか
八キロもあれば原爆が造れるとされているプルトニウ
ムを、○五年時点ですでに約四四トンも保有していま
す。六ヶ所再処理工場がフル稼働すれば年八トンもの
プルトニウムが取り出されます。再処理をしてプルト
ニウムを取り出せば取り出すほど余剰量が増えること
は明らかです。

現在示されている処分場案では、ガラス固化体を四
万本埋設するとしています。二〇二〇年末頃の発生量
がそれぐらいになるとの計算と、四万本規模の処分場
を作れば一本あたりの処分費用が一番安くつくとの理
由です。しかし、ガラス固化体が四万本発生するだけ
再処理を行えば、プルトニウムは核爆弾五万発分以上
に相当する四百〜四五十トンも供給されます。プルサ
ーマル計画(注1)や高速増殖炉(注2)開発を無理

やり押し進めたところで、このような莫大な量のプルトニウム需要などあるはずがなく、軍事的緊張を招かないために余剰プルトニウムを持たないという国際公約を守るためには再処理政策を見直すしかないのです。

世界的にも再処理を行う国は限られており、アメリカ、カナダ、スウェーデンなどは使用済み燃料の形態で地層に埋める計画で研究が進められています。

このように、原発の使用済み燃料の再処理を前提とする現在の地層処分方針は、その前提条件が崩れているのです。

(注1) ウランを燃料に設計された普通の原発で、プルトニウムを混ぜたMOX燃料を用いる計画。

(注2) プルトニウムを燃料として燃やしながら、増殖させようという原子炉。ナトリウム火災事故を起こした「もんじゅ」

はその原型炉。○六年十月に閣議決定された「原子力政策大綱」では二〇五〇年頃からの商業ベースでの導入を目指すこととされているが、海外の主要国は開発を既に断念している。

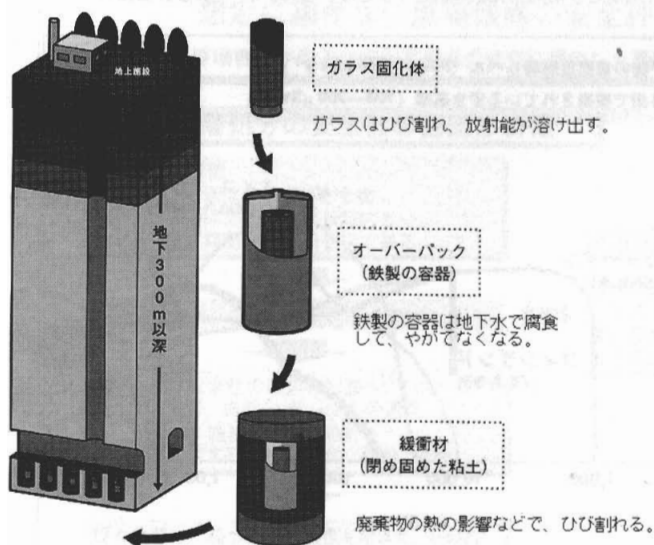
各国の高レベル廃棄物処分計画

国名	処分対象	処分候補地	現状
アメリカ	使用済み燃料 軍事用は固化体	ユッカマウンテン (凝灰岩)	裁判やデータ捏造発覚で許認可申請遅延
カナダ	使用済み燃料	未定	候補地選定計画停止
スウェーデン	使用済み燃料	未定	候補地選定中
フィンランド	使用済み燃料	オルキオト (花崗岩)	地下研究施設建設中
ドイツ	使用済み燃料 ガラス固化体	ゴアレーベン (岩塩)	調査中断中 処分開始年未定
フランス	使用済み燃料 ガラス固化体	未定	候補地選定未着手

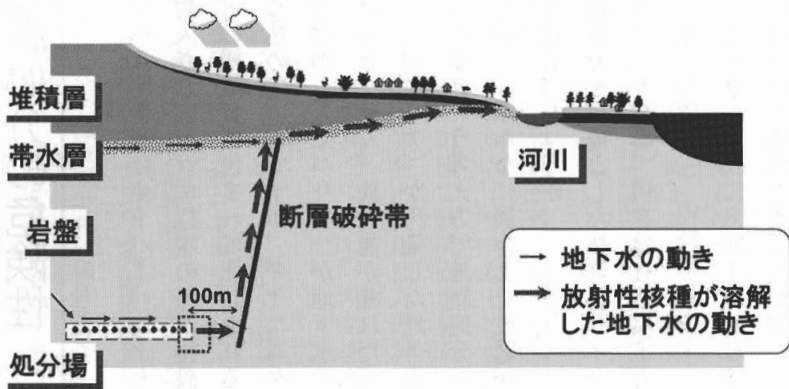
地層処分 の 危険性

高レベル廃棄物はオーバーバックと呼ばれる鉄製容器に封入されて三百m以深の地下施設に下ろされ、粘土などの緩衝材に包まれて埋設される計画です。多重の封じ込めようですが、キャニスターやオーバーバックなどの「人工バリア」が地下水の中で長期間もつはずはありません。放射能が漏れだすことを前提に、地層（天然バリア）が汚染した地下水の地表への到達を遅らせるという考え方で地層処分は計画されています。しかし、そんなに都合よく地層が放射能を封じ込めてくれるでしょうか。

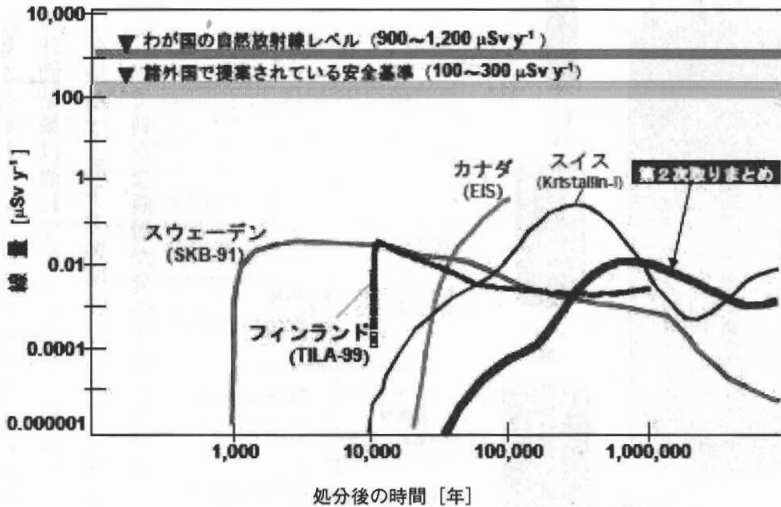
地層処分を可能とした核燃料サイクル開発機構（以下、「サイクル機構」。現在は日本原子力研究開発機構、以下「原子力機構」）の技術レポートでは、例えば汚染した地下水が地表に上昇する断層は、漏れだした地点から百m以上離れた所にしかないとの都合のいい条



件で計算が行われています。断層が近くにあれば、安全との評価結果は崩れてしまいます。OECD（経済協力開発機構）・原子力機関の専門家も、地殻変動の大きい日本で新たな断層が発生するシナリオを除外し



サイクル機構「地層処分研究開発第二次とりまとめ」(1999年)の安全評価結果



いつから被曝が始まるか、基準を下回るかは、
各国とも条件によって変わりうる。

ていることは受け入れられないと指摘しています。

これまでの他の施設ならテストを繰り返し返して安全性を確かめることもできましたが、いくら科学が進歩しても超長期の将来は確かめようがありません。原環機構も地層処分
の安全性の確認は様々な想定に基づくものと説明しています。想定がはずれたら取り返しはつきません。一度、地下水や岩盤・土壌を放射能で汚染してしまうと浄化することは不可能です。地下から漏れ出てくるルートをふさぐこともできません。

また、深地層の場合、汚染の監視ができないという問題もあります。地下環境を監視するにはボーリング坑を利用するしかありませんが、ボーリングをすればするほど地上に放射能が漏れ出てくるルートを作ることになるため、肝心な場所にはボーリングすることもできません。

危険な高レベル廃棄物は埋め捨てにせず、目に見えるところで汚染の監視など手間ひまかけて管理するしかないのです。

想定に過ぎない原環機構の安全評価

原環機構が原子力安全委員会の部会に提出した資料 (2006.5.25)

NUMO

地層処分の安全性の確認の特徴

地層処分の特徴

- >安全性の評価は超長期にわたる。
- >天然バリアは空間的拡がり大きい。
- >建設、操業期間も比較的長期である。

右記のような直接的実証が出来ない。

地層処分の安全性の確認の方法

- >適切なサイト、岩盤(天然バリア)の選定
- >人工バリア、施設の適切な設計
- >(設計を実現するための)適切な建設、操業

様々な想定に基づき不確実性を踏まえ、その時点の最新の科学的知見を用いて超長期の安全性を評価する。

従来の工学施設

設計に基づき試験的にシステム全体を構築し作動させて安全性を実証

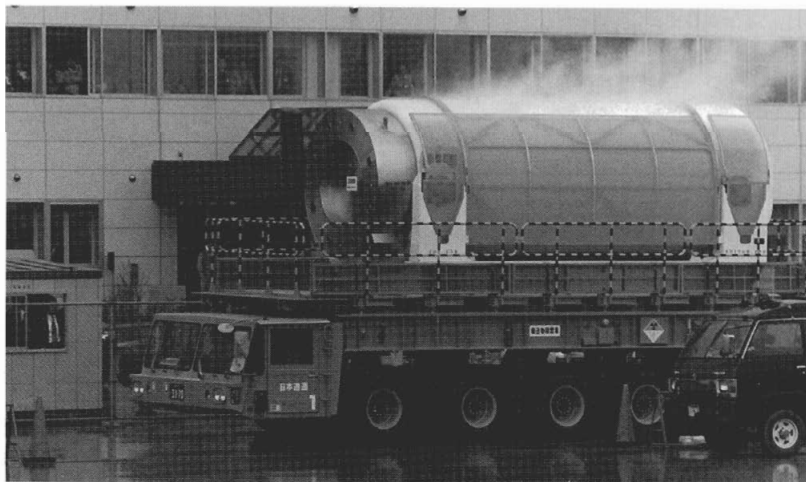
輸送中の事故が最も危険

地層処分の安全性を考える時に忘れてはならないのが輸送中の問題です。高レベル廃棄物は青森県六ヶ所村から船で近くの港まで運ばれ、港から処分場までの陸上はトレーラーで輸送することになります。

原環機構は、処分地選定の評価事項の一つに「利用可能な港湾または港湾候補地から応募区域までの距離が短い等、輸送が容易であること」を挙げています。なにしろガラス固化体を四万本も輸送しようというのですから大変な作業です。港に近い地域ほど処分場に狙われるとの警戒が必要です。

計画では処分場の操業期間は五十年で、その間、繰り返し輸送が行われることとなります。高レベル廃棄物が私たちの生活圏に一番近づくと時です。

もしも輸送中に大地震がおき津波が襲えば……大惨事に至らないという保証はありません。



雨中の輸送で湯煙が上がる高レベル廃棄物輸送

写真：島田恵

高レベル処分法の枠組み

高レベル廃棄物の処分方法を定めているのは二〇〇〇年に成立した「特定放射性廃棄物の最終処分に關する法律」(以下「高レベル処分法」)です。ガラス固化体を三百m以上の深さの地層に飛散、流出、地下浸透することがないような措置を講じて埋設することが規定されています

高レベル処分法に基づき処分実施主体・原環機構が認可法人として設立されたほか、資金管理団体として原子力環境整備促進・資金管理センターが指定され、総額約三兆円とされる処分費用の積立が始まりました。処分費用は、原発の発電実績に応じて電力会社が拠出しており、電気料金に上乘せされて私たち消費者が支払われています。

また、高レベル処分法では、国に基本方針や最終処分計画を定めるよう求めています。基本方針では、経

済産業大臣が最終処分の基本的な方向や調査地区の選定に關する事項等を定めています。最終処分計画では基本方針に即して五年ごとに十年を一期とする具体的

な計画を定めるとされ、概要調査等の地区を決めようとする際には、この計画を変更して当該地区の名前を書き込む必要があります。基本方針や最終処分計画を定めたり変更するときには、原子力委員会、原子力安全委員会の意見をあらかじめ聞いた上で閣議決定する必要があります。

一方、原環機構は実施計画を定める必要があり、この策定や変更には、国の承認が必要で



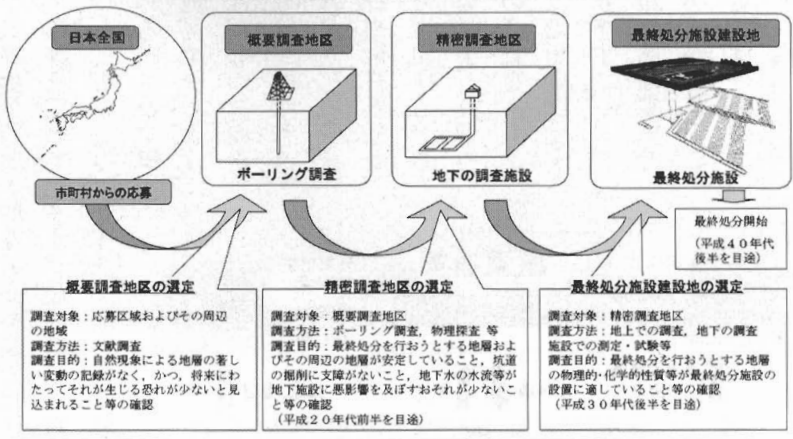
公募方式の問題点

高レベル処分法では処分場を文献調査、概要調査、精密調査の三段階を経て選定するとされています。文献調査を十か所ほど、概要調査は五か所ほど、精密調査は一〜二か所で、適地を絞り込むと説明されました。概要調査地区は処分場候補地、精密調査地区は処分場予定地にあたります。

原環機構は、この最初の文献調査（概要調査地区の選定調査）を行う市町村の公募を〇二年から行っています。公募方式は、地層的に最適の地を選定するのではなく、受け入れに同意するという社会的な都合を優先したものです。同時に複数の応募があるとは考え難く、仮に手を挙げるところがあれば、その地区の手続きが進行し、適地の絞りこみではなくなると考えられます。最初に応募させない取り組みが重要です。

3段階の処分地選定過程

最終処分施設建設地の選定は3つのステップで進めます



市民の意見や自治体の同意は？

国は「自治体の同意がなければ事業を進めない」と説明会等で強調しています。概要調査地区が選ばれると、国は最終処分計画に地区名を書き込む変更を閣議決定しなければなりません。それに先立ち知事と立地市町村長の意見を聞き、「尊重」しなければならぬと高レベル処分法に書かれているからです。慎重姿勢を示してまず応募させようという作戦です。

しかし、「尊重」と「同意」では意味が違います。「同意」のように国の意思決定の要件ではないため、知事等の意見が玉虫色であれば手続きは進行してしまいません。意見が明確な反対の場合でも、「事業は進まない」だけで計画が撤回されるわけではありません。応募があった段階から原環機構が地元連絡事務所を設けて工作が続けられます。国が地元の理解等が得られると考える場合は知事等に複数回にわたり意見を求めること

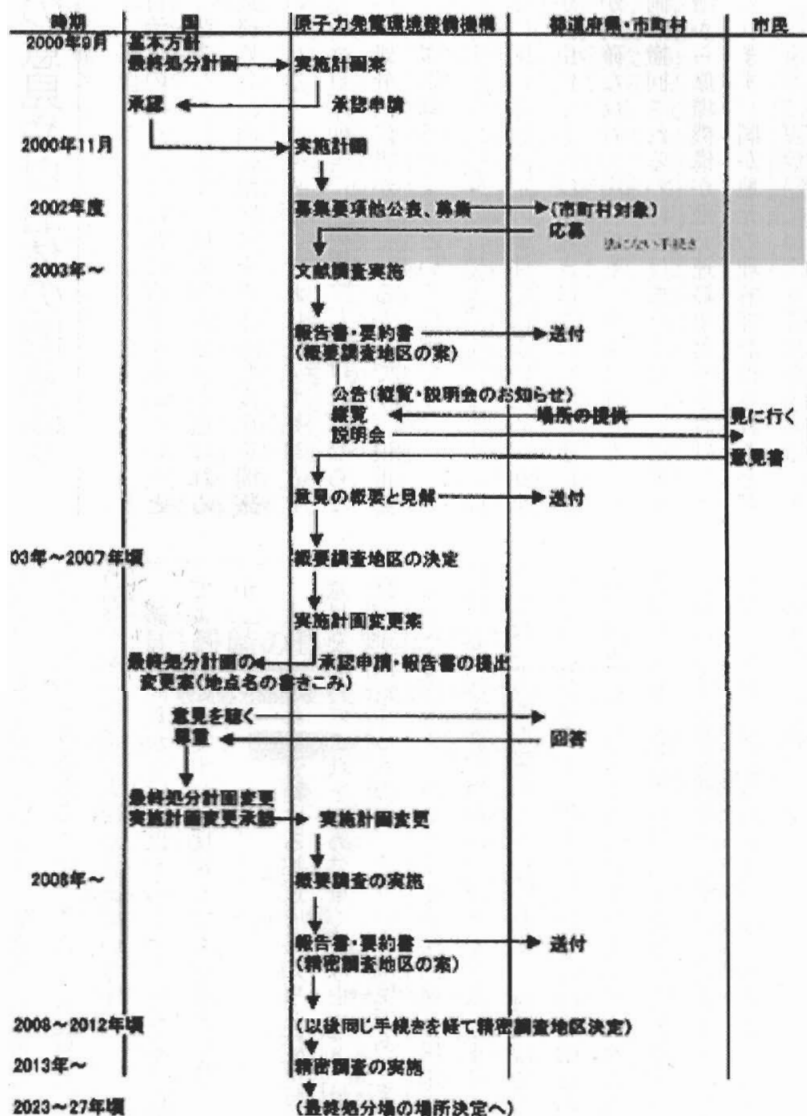
もありうるとされています。知事意見は選挙結果によっても変わりうるからです。それでも反対だったらどうなるかは国会で大臣が答えています。

議員「同意がなければやらないというように解釈してよろしいんですね。反対してもやるということですか。」

大臣「これを管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聞いてこれを極めて重く受け止めて、最終的には国が決定するものだ、そういう規定であります。」

また、そもそも高レベル処分法の処分場選定手続きには、住民参加の機会が、ほとんどありません。説明会では一方的な説明しか行われず、討論はできないでしょう。意見書も、報告書に対する技術的な内容の場合には参考にされるかもしれませんが、それ以外の「地層処分反対」などの意見は無視されると思われます。意見に対する原環機構の見解は意見提出者には送付されず、反論の機会もありません。本来あるべきは、意思決定への参加のほうです。

処分場選定手続き



交付金の甘いワナ

「原子力立国計画」で国の支援策の拡充として打ち出されたのが、広報活動の強化と交付金の増額です。

公募に応じて処分場選定調査が開始された段階から初期対策交付金（電源立地地域対策交付金）が出ます。

約二年間の文献調査期間中は年十億円（〇七年度にそれまでの二億一千万円から増額予定）、約四年間の概要調査期間中は年二十億円（期間内七十億円限度）で、このうち半額以上が調査対象市町村に、残額が周辺市町村に交付されます。

また、〇六年度から都道府県向けに原子力発電施設等立地地域特別交付金が出されることになりました。

こちらの金額は一つの地域振興計画につき二五億円。これまで知事の意向が焦点になってきたことから都道府県向けの金が用意されたことに注目すべきでしょう。こうした交付金を目当てに応募を検討する自治体が

出てきました。夕張市の財政破綻が象徴するように全国どこの市町村も財政危機に苦しんでいるからです。

しかし、自治体の財政再建のためなら何でもありで良いのでしょうか？ 地方交付税の減額などの国策が作り出した自治体の財政危機の結果、危険な国策の高レベル処分場を選ばざるを得ないとしたら地方は浮かばれません。

交付金は、行き詰っている処分場問題の解決のために用意されているものであり、毒まんじゅうです。かつて関電社員は珠洲原発予定地で「人の心を買っていきます」と立地工作を表現し、テレビで放映されました。交付金を一度受け取ると、物心両面で縛られて処分場の立地から逃れられなくなる恐れがあります。

また、交付金のありかたを問う質問主意書に対し「仮に、市町村長が、当該市町村に発電の用に供する施設の設置を受け入れる意思がないことを表明しつつ、発電の用に供する施設の設置の可能性についての調査のみを受け入れているような場合においては、当該市町

村に対し電源立地地域対策交付金を交付することは適切ではないと考える。」との総理大臣答弁書が○六年十二月十五日付けで出されています。交付金の趣旨によれば「交付金のみが目的」とか「調査と立地は別」は通用しないのです。

仮に自治体に交付金が入っても、これまでの原発交付金の前例では箱物建設などの無駄遣いに費やされて市民には直接のメリットはありませんでした。原環機構は公募にあたり地域経済への波及効果を強調していますが、地元の農林水産業は風評被害で大きな打撃を受けることになるでしょう。仮に建設が始まったとしても深度の掘削は特殊な工事であり、大手建設業者がもうけるだけと思われまます。

さらに、高レベル交付金に頼らない町づくりが大切であることは言うまでもありません。地場産品のブランド化、産直運動、観光振興、定住促進など特色を生かした施策で魅力ある地域づくりに普段から取り組んでいけば、原環機構がつけている隙はないでしょう。

風評被害の実例

高知県津野町

処分場誘致の陳情が議会に出されて議論されただけで、四万十水系の民宿でキャンセルが出たり、特産品の四万十しきびの売りが落ちた。

原子力施設が立地すると

地場産のブランド名から施設立地の地名を外す動きが各地で。

ひとたび事故がおきると

1981年に敦賀原発で起きた放射能漏えい事故では、海産物不買などの大規模な風評被害が起き、140億円の補償がされた。1999年のJCO臨界事故でも、まったく汚染のない納豆や干し芋まで買い控えられたり、土地の値段下落など深刻な風評被害。

問題だらけの研究体制

高レベル処分法成立まで処分の中核機関であった旧動燃(サイクル機構)は、旧日本原子力研究所(以下、「原研」と統合し、現在は原子力機構)になっていきます。原子力機構は、北海道に幌延深地層研究センター、岐阜県に瑞浪超深地層研究所を有し、実際の処分場と同様の直径六m、深さ千mの坑道掘削などを行って研究開発を担っています。両研究所とも放射性物質を持ち込まない約束になっていますが、処分場に転用されないよう監視が続けられています。

幌延深地層研究センターでは、〇四年に実施したボーリング調査で、「土壌汚染対策法」の基準値の二三倍にあたるカドミウムやセレン等の有害物質が検出されたにもかかわらず住民に報告していなかったことが、〇五年十一月に明らかになりました。

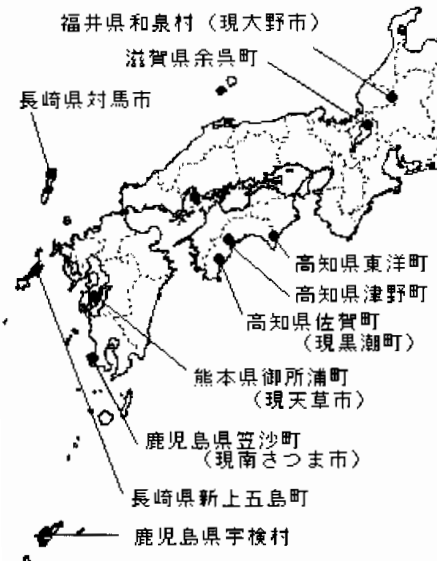
瑞浪超深地層研究所でも立坑排水により放流先河川

で環境基準の約十倍のフッ素が検出されながら報告を怠たり、岐阜県から排水停止の指導を〇五年十月に受けています。その後、立坑を二百m近くまで掘削した段階で想定を越える大量の湧水が発生し、約一年間掘削を停止しました。処分場の立坑建設の技術さえ開発途上であることを示す出来事です。

また、原子力機構は、原子力安全・保安院の委託を受けて、岩手県遠野市他で高レベル処分の将来の安全基準などを検証するためと称して調査を行っていたことも〇六年に明らかになりました。遠野市長は調査の即時中止を要求し、岩手県知事も市長の方針を支持しています。

旧動燃は、かつて処分場選定のために全国の地層調査を当該自治体にも秘密のうちに行ってきた前科もあります。鹿児島県(旧)笠沙町の町長が、旧動燃調査で適地とされたとの情報を聞かされて誘致を考えたように、これらの調査地域で水面下の工作が進められる可能性もあります。

処分場誘致の動き (公募開始後表面化したもの)



高知県東洋町

2006年9月、町長の応募の動き表面化
応募をめぐる推進、反対の攻防継続中

福井県和泉村

2003年、NUMOが村職員らに説明会。
高知県佐賀町

2003年12月、誘致の請願が議会に。
2004年9月、審議の結果、不採択に
熊本県御所浦町

2004年3月、町議会全員協議会で町
長に応募要請。16日後に白紙撤回。

鹿児島県笠沙町

2005年1月、町長が誘致表明。3日後
に撤回。その後、拒否条例制定。

長崎県新上五島町

2005年、NPOの誘致活動表面化

鹿児島県宇検村

2006年6月から応募を検討。8月断念
高知県津野町

2006年9月、誘致の陳情が議会に。
10月、不採択と同時に町長「応募せず」

滋賀県余呉町

2006年8月、町長、前年に一度断念し
た応募再検討を表明。人口の過半数を
超える反対署名の結果、12月に断念。

長崎県対馬市

2006年11月、住民有志が誘致学習会
青森県東通村

2007年1月、村長が誘致に意欲示す。

誘致の動きを封じ、脱原発へ

これまでの経過から誘致の動きをつぶすためのいくつかの教訓が引き出せます。

① 議事が公開されていない議会全員協議会などの場で誘致の検討が行われる場合があります。誘致の動きをいかにつかむかが、まず課題です。

② 市町村長や議会が秘密裏に検討を行っていた場合、周りの理解は簡単には得られません。これまでは短期間で撤回させることに成功してきました。

③ ②を教訓に推進派は草の根型の誘致を目指しています。長崎県新上五島町では町議会議員や建設業関係者らがつくるNPO法人が誘致活動を行っています。原環機構は、交通費、宿泊費全額負担で六ヶ所村祝祭旅行に住民を連れ出すなど全面支援に回ります。

④ 「草の根の誘致」の形を装う場合、署名を添えた

議会への陳情、請願という手法が利用されます。審議に付され、誘致活動が公になった際の反発でもすぐには撤回されません。

⑤ 市町村長の判断でできる応募とはいえず住民や議会の意見を無視してはできません。正しい情報をチラシや学習会で伝え、反対の世論をしっかりと作る事が基本です。反対の署名を人口の過半数集めることができれば、大きな力になります。

⑥ 議会の多数派をいかに握るかもカギとなります。議員に対する粘り強い説得活動が必要です。

⑦ これまでは知事の反対見解の表明が、誘致の動きにストップをかけてきました。地方分権の時代になり知事が市町村長の動きを強制することは出来ませんが、日頃からの都道府県への働きかけが重要で

⑧ 誘致に動いた市町村の周辺市町村長、議会の反対表明も大きな力になってきました。

⑨ 誘致の動きをつぶせた場合、拒否条例を制定でき

れば誘致の再燃を心配する必要もなくなりません。これまで十以上の自治体で拒否条例が作られてきました。

⑩ 応募の動きが明らかになってからの反撃では、大きな労力が必要です。高レベル処分場をめぐる不審な動きが続いた岡山県では、申し入れ行動を重ねて全ての市町村から「応募しない」との回答を引き出しています。先手を打って広範な反対の陣形を築けば、不審な動きをあぶりだすこともできるはずで



全国で最初の岡山県湯原町（現真庭市）の拒否条例（合併で失効）

第一条（目的）

この条例は、放射能の影響から町民のいのちと生活を守り、豊かな自然を生かした地域の発展に資することを目的とする。

第二条（定義）

この条例において「放射性廃棄物等」とは、原子力発電所から発生する使用済み燃料や、使用済み燃料を再処理する過程で生まれる放射性廃棄物をいう。

第三条（基本政策）

湯原町は、放射性廃棄物等の最終処分場とそれに関するすべての施設の建設を拒否する。

二 湯原町は、放射性廃棄物等処分のための研究開発施設の建設を拒否する。

三 湯原町は、いかなる場合も放射性廃棄物等の町内持ち込みを拒否する。

第四条（立場の公表）

湯原町は、第一条の目的達成のため、国及び関係機関に対し、第三条の基本政策を通告して、その立場を明らかにする。（以下略）

未来にツケを残さないために

高レベル処分法の枠組みを作った高レベル処分問題懇談会の席上で、電気事業連合会会長であった荒木浩東電社長（当時）は「原子力を始めた当初は、（高レベル廃棄物は）一生使っても豆粒一つぐらいと思っていた。」「電気事業者でありながら、こんなに大変な問題であることを初めて知った。」と本音を漏らしました。

高レベル廃棄物の問題は、トイレなきマンションと言われ続けてきた原発の Achilles 腱です。百万年間に上も管理が必要な廃棄物を生み出して将来にツケを残しながら、原発による電気を享受することは、世代間の公平性に反します。

かつて日本は、垂れ流しによる産業公害に苦しみましたが、排水・排ガス処理という対症療法から、水銀

などの原因物質を使わない製造法への転換と対策を進展させることで克服の道を歩きました。この教訓を原子力に当てはめると、危険な高レベル廃棄物の処分を無理やり押し進めるのではなく、再処理を止め、危険な廃棄物を生み出し続ける原発を止めることが必要であることは容易に理解できます。核燃料サイクルの中でまったくめどのついていない高レベル処分場の建設を許さないことが、核燃料サイクルを断ち切り、再処理と原発を止めることにつながるはずです。

また、疲弊した地方に危険な処分場を押し付けようとする国の政策は、都市と地方の格差問題の縮図です。高レベル廃棄物処分場の問題では、持続可能な社会のあり方や民主主義そのものが問われているのです。

一日でも早く原子力政策を転換することができるように、ともに声をあげていきましょう。

あとがき

本パンフレットを印刷に回す直前に高知県東洋町長が応募したというニュースが飛び込んできました（一月二十五日）。東洋町では町民の約七割にあたる反対署名が既に集められており、民意に反した暴挙です。東洋町では、昨年三月にも町長が秘密裏に応募し、差し戻されていたことが判明しています。民主主義を踏みにじるような形で応募や処分場調査を進めることは許されません。原環機構の対応が問われます。

高レベル放射性廃棄物誘致の動きは、いま全国各地で起こりつつあります。長崎県対馬市や青森県東通村の動きにも注意が必要です。交付金の増額で、他の地域でも活発化する可能性があります。

今後、早い段階での迅速な対応で「誘致反対」の動きをつくり出していくことが重要です。その際にこのテキストが反撃の材料になることを願っています。

さらに詳しい資料は

高レベル廃棄物の諸問題や拒否条例などについては

<http://homepage3.nifty.com/ksueda/> 環境と原子力の話

高レベル処分場に関する知事・市町村長アンケートなどは

<http://nukewaste.at.infoseek.co.jp/> 核のゴミキャンペーン

<http://www.greenaction-japan.org/> グリーンアクション

脱原子力の総合情報は

<http://www.gensuikin.org/index.html> 原水禁

<http://cnic.jp/> 原子力資料情報室



あなたの町に核のごみがやってくる!?

著者：末田一秀（核のごみキャンペーン関西）

表紙・イラスト：高木章次

共同製作：

原水爆禁止日本国民会議

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11 総評会館1F

核のごみキャンペーン関西

〒606-8203 京都市左京区田中関田町 22-75-103 グリーンアクション気付

発行：原水爆禁止日本国民会議 2007年1月